

議案第 69 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 30 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市職員の分限に関する条例(平成17年亀山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年亀山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬(亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年亀山市条例第 号)第2条第2項から第4項までの規定による報酬に限る。)の額)」を加える。

(亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 亀山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年亀山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第44条第1項」の次に「及び亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年亀山市条例第 号)第4条第1項」を加え、同条第2項中「ある職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 2 1 条第 2 号中「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を削る。
（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 4 条 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 0 3 条の 2 第 5 項」に改め、「委員会の」の次に「非常勤の」を、「職員（」の次に「短時間勤務職員及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

別表家庭相談員の項を削る。

（亀山市職員給与条例の一部改正）

第 5 条 亀山市職員給与条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員（」の次に「法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員、」を加える。

第 1 1 条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時職員」に改め、同条中「臨時又は常時勤務を要しない職員（短時間勤務職員を除く。）」を「臨時職員」に改める。

（亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 6 条 亀山市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。

（亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 7 条 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年亀山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成28年亀山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。